

佐賀県東部工業用水道規程第4号

押印を求める手続の見直し等のための関係東部工業用水道規程の整理に関する規程を次のように定める。

押印を求める手続の見直し等のための関係東部工業用水道規程の整理に関する規程

令和3年4月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正)

第1条 佐賀県東部工業用水道財務規程(昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(事務引継ぎ)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 企業出納員が事務引継ぎを行うについては、前任者は、現金、有価証券、棚卸資産及び関係帳票について引継目録を作成するとともに、帳簿については、発令日における最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、前任者及び後任者がこれに記名押印しなければならない。この場合においては、所長は、立ち合わなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(書類の記入方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 書類の文字及び記号を訂正しようとするときは、当該文字及び記号を明らかに読み得るように当該個所に2線を引き、<u>当該2線が縦線であるものはその上位に、横線であるものはその右側にそれぞれ訂正した者の印を押し</u>、当該2線が縦線であるものはその右側に、横線であるものはその上位にそれぞれ正書し、訂正した旨並びに訂正した文字及び記号の数を当該書類の余白に記入しなければならない。</p> <p>5 前項の場合において<u>訂正する書類が支出に係るもの</u>であるとき</p>	<p>(事務引継ぎ)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 企業出納員が事務引継ぎを行うについては、前任者は、現金、有価証券、棚卸資産及び関係帳票について引継目録を作成するとともに、帳簿については、発令日における最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、前任者及び後任者がこれに記名しなければならない。この場合においては、所長は、立ち合わなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(書類の記入方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 書類の文字及び記号を訂正しようとするときは、当該文字及び記号を明らかに読み得るように当該個所に2線を引き、当該2線が縦線であるものはその右側に、横線であるものはその上位にそれぞれ正書し、訂正した旨並びに訂正した文字及び記号の数を当該書類の余白に記入しなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、<u>当該書類が契約書</u>であるときは<u>訂正印を</u></p>

改正前	改正後
<p>は、<u>領収証書に使用する印と同一の印でなければならない。</u></p> <p>6 略 (署名)</p> <p>第10条 この規程中、記名押印の必要がある場合において外国人のなすものについては、<u>その署名でこれに代えることができる。</u></p> <p>(直接払)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定により債権者から受領する領収証書には、請求書、契約書等に使用した印と同一の印を押させなければならない。ただし、亡失その他やむを得ない事由により同一の印を押すことができないときは、この限りでない。この場合においては、その理由書及び当該印鑑が正当な債権者のものであることを証する書類を領収証書に添えさせなければならない。</u></p> <p>4 略</p>	<p><u>押印し、当該書類が契約書以外の書類であるときは訂正の原因及び経緯を記載した記録を作成し保存しなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>第10条 削除</p> <p>(直接払)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

(佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号 略</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日生</p> <p>略</p>	<p>様式第1号 略</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 <u>電話番号</u></p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日生</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>(注) 1・2 略</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>(注) 1・2 略</p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号</p> <p>略</p> <p>代表者氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>(注) 1・2 略</p> <p>様式第5号</p> <p>略</p> <p>代表者氏名 ㊟</p>	<p>様式第4号</p> <p>略</p> <p>代表者氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>(注) 1・2 略</p> <p><u>3 届出者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により届出の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>様式第5号</p> <p>略</p> <p>代表者氏名</p>

改正前	改正後
<p>略 1～6 略</p> <p>様式第6号 略</p> <p>代表者氏名 <u>㊞</u></p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(注) 略</p>	<p style="text-align: right;"><u>電話番号</u></p> <p>略 1～6 略</p> <p>(注) <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>様式第6号 略</p> <p>代表者氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(注) <u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>

様式第7号中「㊞」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第8号 略</p> <p>代表者氏名 <u>㊞</u></p> <p>略</p>	<p>様式第8号 略</p> <p>代表者氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p>

改正前	改正後
<div data-bbox="232 252 1104 296" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="232 296 1104 341">(注) 略</p>	<div data-bbox="1158 252 2027 296" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="1158 296 2027 341">(注) <u>1</u> 略</p> <p data-bbox="1272 341 2027 534"><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>

様式第9号から様式第13号までの規定中「㊦」を削る。

(佐賀県東部工業用水道職員就業規程の一部改正)

第3条 佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「㊦」を削る。

(佐賀県東部工業用水道職員宿舍規程の一部改正)

第4条 佐賀県東部工業用水道職員宿舍規程（昭和55年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊦」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。